市内小学校跡地に関する市民説明会次第

日時　令和８年１１月１２日（木）
　　午後６時～
場所　大町市役所東大会議室

１　開　会

２　あいさつ

３　説明事項
（１）市内小学校跡地の利活用に関する検討状況について

（２）旧大町東小学校の活用方針（案）について

（３）旧北小学校跡地活用に向けた検討状況について

４　質疑応答

５　閉　会

市内小学校跡地の利活用に関する検討状況について

1　検討の経過

月　　日	内容	
令和 7 年 6 月 10 日	庁議	大町市小学校跡地利用基本方針について
6 月 18 日～8 月 31 日	アンケート調査①	市民向けアンケート 回答数：105 件　※
6 月 19 日～8 月 31 日	アンケート調査②	再編対象校保護者向けアンケート回答数：377 件　※
	要望調査	各課での利用希望調査
7 月 1 日～8 月 5 日	アンケート調査③	在校生向けアンケート調査 回答数：502 件　※
9 月 24 日	市議会へ情報提供	アンケート結果、庁内利活用希望調査結果、今後の進め方について
10 月 31 日	第 1 回検討委員会	行政財産としての活用希望について
12 月 22 日	第 2 回検討委員会	・令和８年度から活用する施設について ・西小学校の除却範囲について ・管理する所管について
令和 8 年 1 月 22 日	第 3 回検討委員会	

2　庁内利活用希望の状況

学校名	利用用途	担当課
西小学校	・貯筋塾の移転 ・アルプスの家の移転 ・国スポ事務局の移転 ・体育館の活用 ・防災の拠点、避難所	・福祉課 ・学校教育課 ・スポーツ課 ・スポーツ課 ・危機管理課
東小学校	・アートセンター ・ギャラリー、収蔵庫 ・文化財センターの移転 ・避難所 ・体育館の活用	・観光文化課 ・生涯学習課 ・生涯学習課 ・危機管理課 ・スポーツ課
北小学校	・避難所 ・木材置き場、加工施設 ・道の駅	・危機管理課 ・農林水産課 ・建設課

３　大町市小学校跡地利用基本方針による検討の進め方

学校跡地の利活用は、市による公共的な利活用の検討、民間事業者等による利活用の検討を経て、利活用が望めない場合は財産処分を進めることとし、令和８年度中に施設を利活用する案について優先して検討を行う。

４　検討委員会において決定された方針

（１）西小学校及び東小学校の体育館は、社会体育施設としての利用が多く、また西公園体育館の廃止を予定していることから、学校教育課からスポーツ課に所管替えを行い、引き続きスポーツ施設として利用する。併せてグラウンドもスポーツ施設として管理を継続する。

（２）現在の教育支援センター「アルプスの家」は施設の老朽化が著しいため、令和８年度中に西小学校内に施設機能を移転する。

（３）令和 10 年開催の信州やまなみ国スポ・全障スポ開催に向け、令和８年度中に国スポ・全障スポ事務局を西小学校内に開設する。

（４）令和８年４月の小学校再編により、利用児童の増加が見込まれる南部小児童クラブの利用スペースを拡張するため、ふれあいプラザで実施中のマシントレーニング教室「貯筋塾」を、西小学校体育館のミーティングルームに移転する。

（５）建築年が古く老朽化が著しい西小学校低学年棟などは除却を検討する。

（６）西小学校は将来的に教育文化の拠点としての機能や、幅広い世代の地域住民が集う交流の場としての機能を備えた施設として、教育委員会が所管し管理していく。

旧東小学校の活用方針（案）

旧東小学校については、建物用途に制限のある用途地域から外れていることや、北アルプスの眺望が良い点、建物が他の小学校に比べ比較的新しいことから、以下の行政利用の希望が出ており、この行政利用案をベースとして、住民アンケートにより要望の多かった「こどもの屋内での遊び場」としての活用方法などを、民間のノウハウから提案いただき、より施設の有効活用が図れ、地域の活性化につながる施設となるようサウンディング調査等を実施する。

（1）庁内の活用希望案

ア まちづくり産業課

国の補助を受け、ITを活用した地場産品の消費拡大、就業支援や雇用促進などを行う機能を集約し、地場産業の振興と地域経済の活性化を図る拠点づくり

①デジタル拠点事務所

IT 化支援事業の事務所（訪問型 IT 支援拠点）

②生涯現役推進協議会事務局、

③コワーキングスペース

④コミュニティスペース

⑤カフェスペース

⑥会議室

⑦レンタルオフィス

⑧倉庫

イ 観光文化課

毎年開催される信濃大町アーティストインレジデンスでの活用に加え、北アルプス国際芸術祭で過去3回受け継がれてきた作品や、新作品を設置するなど芸術文化と観光振興の拠点づくり

の拠点づくり

①作品展示スペース、　②製作スペース、　③交流スペース

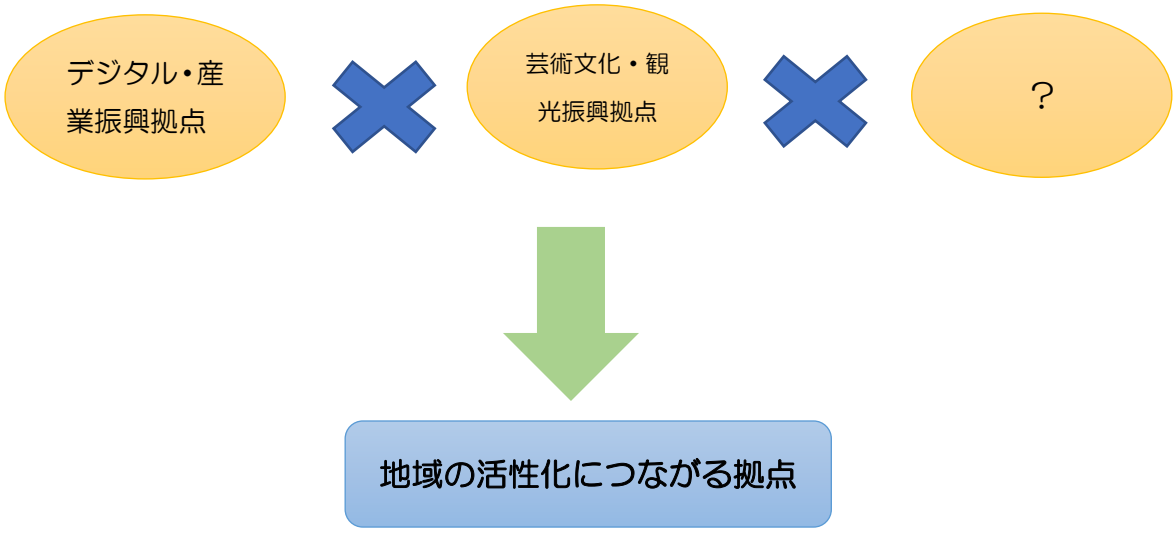
④飲食提供スペース、　⑤簡易宿泊スペース（機能）

（2）旧東小学校の行政としての活用方針

まちづくり産業課が希望するデジタル・産業振興の拠点としての機能と、観光文化課が希望する芸術文化・観光振興の拠点としての機能を併せ持った施設として、旧東小学校の一

部を活用していく。

加えて、近隣住民の要望や、民間事業者の提案等を踏まえ地域の活性化につながる拠点とするため、今後発注する（仮称）大町市内小学校跡地等利活用アドバイザリー業務により、専門事業者の支援を入れながら施設の有効活用を図っていく。



（3）大町市内小学校跡地等利活用アドバイザリー業務

ア　業務の目的

令和8年3月末で廃校となった市内小学校について、地域コミュニティの活性化や地域経済の振興等、将来のまちづくりに寄与する施設として利活用を図ることを目的として、意欲的な民間事業者の参画を募集し、事業化することを目的とする。

イ　業務の内容

・基礎調査項目（周辺調査）

・進出可能性のある企業発掘調査（サウンディング調査）

・官民連携手法の検討

・事業スキームの構築　等

旧北小学校跡地活用に向けた検討状況について

１ 施設の状況

① 敷地面積：32,347 ㎡（約３ha）

② 校舎建築年：昭和 52 年（1977 年）、築 49 年

※大規模改修：平成９年～12 年

２ 旧北小学校に関する用途規制

◆ 用途地域：第１種低層住居専用地域（建築物の高さ制限：10～12m）

【建てられる用途】住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿、兼用住宅（但し、非住宅部分の床面積 50 ㎡以下かつ建築物の延べ面積の 1/2 未満）、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、図書館等、神社等、公衆浴場、診療所、保育所等、老人ホーム等

【建てられない用途】店舗等、事務所等、ホテル等、遊戯施設、風俗施設、大学、専修学校等、病院、工場・倉庫棟

⇒ 旧北小学校は、住居以外で跡地活用を図ることがほぼできない。建てられない用途に分類される建物用途とするには、用途地域の変更が必要となる。

３ 跡地活用に向けた方向性

用途変更しない場合	用途変更する場合
○施設をそのまま活用することは、ほぼできない。 【施設活用の場合】 ・老人ホーム 【施設除却の場合】 ・施設解体、整地後、土地売却または宅地分譲、農地に戻すことなどが考えられる。	○施設をそのまま活用できる。 ・大学、専修学校等の誘致 ・店舗、道の駅　など ○施設を除却して、開発することも可能。

※ 参考資料 用途地域の変更

① 地区計画による用途規制の緩和：用途地域よりも細かい単位で、地区の目標に沿ったきめ細かい制限や制限の緩和を定める。原則として用途地域を変更せず、再開発、駅前整備、歴史的街並みの保全などに活用する。

② 都市計画用途地域の変更：区域における建築基準法上の用途制限、容積率・建蔽率などを広域的に見直す。